

福島ロボットテストフィールドを活用したドローンの社会実装に関する
東京大学大学院工学系研究科スカイフロンティア社会連携講座と
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ロボット部門との協力協定

東京大学大学院工学系研究科スカイフロンティア社会連携講座(以下「甲」という。)及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「乙」という。)は、福島ロボットテストフィールド(以下「RTF」という。)を活用して、ドローンの社会実装に向けた相互協力を促進するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、RTF を活用してドローンの社会実装に向けた相互協力を促進することにより、もって福島イノベーション・コースト構想の推進及びドローン産業の活性化を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) ドローンの社会実装に必要な試験拠点や環境整備の在り方の検討に関する事
- (2) 甲がドローンの試験を行う際の調整に関する事
- (3) RTF の国内外への情報発信に関する事
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲と乙は、前項各号に掲げる連携・協力事項を効果的に実施するため、甲乙の連絡会開催のために執務室を提供するほか、必要に応じて具体的内容について協議の上、別途取り決めるものとする。

(費用)

第3条 本協定は、甲及び乙に財務的義務を生じさせるものではない。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、相手方に提供する資料、情報等に秘密保持の取り扱いを求める必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約するものとする。

3 本協定が終了した後も、前条については引き続きその効力を有するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲乙いずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行うものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について必要ある場合は、甲乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2019年3月26日

甲:東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学大学院工学系研究科スカイフロンティア社会連携講座
特任教授

鈴木 真二

乙:福島県福島市中町1丁目19番 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
事務局長

伊藤 泰夫